

### 第3回勉強会における議事概要について

本会では、書籍及び電子書籍の流通促進と出版文化発展のため、グーグルに象徴される世界的ネットワーク環境への対応が不可欠との観点から、著作者の権利活用、読者の利便性向上、出版界の振興等の在り方を検討することを目的として論議を重ねてきた。

そこで、当面緊急の対応策が必要とされている現状の課題には以下の3点があることが確認された。

- ① ネット環境の中、海賊版の横行など著作者の権利が大きく侵害される状況が起きており、出版社においても十分な対応措置がとれていない現状がある。
- ② アマゾンなど海外の電子書籍事業の展開に対応できるだけの十分な国内の電子書籍市場が形成されておらず、国内には読者に満足してもらえるような日本語電子書籍の流通基盤整備が進んでいない。
- ③ 絶版の扱いや重版未定の問題など、著者と出版社の関係が十分透明化・ルール化されておらず、旧来の慣行的な運用では、電子書籍等新しい流通環境に対応しがたい状況が現出している。

第1回及び第2回勉強会においては、このような問題に対処する方策のひとつとして、出版者に対して著作隣接権（当勉強会では「(仮称)出版物に係る権利」と称する）を付与することが望ましいとの意見の一致があった。本日の第3回勉強会では、その内容・課題・問題点等をより詳細に検討するため、「(仮)出版物に係る権利」の構成内容骨子試案について検討を行なったので、その概要についてご報告する次第である。

なお、本試案は、本勉強会で具体的検討を行うためのたたき台として、電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議（文部科学省設置）における「出版者への権利付与」に関する検討の前提とされた「付与されるべき権利の内容」も参考にしながら作成したものであり、このままの形での法案化等を前提としたものではない。

## 1 「(仮) 出版物に係る権利」試案(著作隣接権としての出版物製作者の権利)

### 定義規定

出版物：公衆に頒布することを目的とし、文字又は図画で構成される著作物等を編集し、書籍又は雑誌若しくは電子書籍又は電子雑誌の形態にしたものをいう。

出版物原版：出版物を、複製又は送信可能な情報として固定\*したものをいう。

出版者：出版物の製作に発意と責任を有し、出版物原版を最初に固定した者をいう。

商業用出版物：市販の目的をもって製作される出版物原版の複製物をいう。

\*「固定」とは、書籍又は雑誌では「下版」、電子書籍又は電子雑誌では「コーディングの終了」の時点を想定する。印刷物の単純スキャンは電子出版物の固定とはならない。

### 権利の内容

#### ① 複製権

出版者は、その出版物原版を複製する権利を専有する。

#### ② 送信可能化権

出版者は、その出版物原版を送信可能化する権利を専有する。

#### ③ 譲渡権

出版者は、その出版物原版をその複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。

#### ④ 貸与権

出版者は、その出版物原版をそれが複製されている商業用出版物の貸与により公衆に提供する権利を専有する。

### 保護期間及び始期

#### 始期

出版物原版に関しては、情報を最初に固定した時

#### 満了期間

出版物原版に関しては、その発行が行われた日の属する年の翌年から起算して25年(発行が行われない場合はその固定が行われた日の属する年の翌年から起算して25年)を経過した時

## 2 本試案に関連して検討した事項

本試案に関し、第3回勉強会では、文言の定義、権利内容の詳細及び運用方法等、主に以下の事項について検討が行われた。

これら事項について予想される問題点について、想定問答を作成した（別添参考資料）。

- ① 「(仮) 出版物に係る権利」が、どのような行為によって発生するのか（「固定」の解釈）、また「出版物」とは、具体的にはどのようなものを指すのか（「出版物」の解釈）といった、権利の発生要件に係る解釈基準。
- ② 「(仮) 出版物に係る権利」によって、出版者がどのような場合にどのような権利を主張できるのか、権利侵害行為に対してどのように対抗できるのかなど、権利の効果に係る解釈基準。
- ③ 「出版物」に関して、出版者（出版物の権利者）と著者（著作権者）との意見が異なった場合の調整方法について、どのような出版契約を結んでおく必要があるのか、契約によってどこまで「出版物に係る権利」の内容を修正できるのか、といった契約による調整効果に係る解釈基準。
- ④ 「(仮) 出版物に係る権利」には、引用や教育現場での使用など、著作権と同様に権利者の許諾なく使える場合があると考えられるが、そのような「権利制限」の詳細。
- ⑤ 出版者（出版物の権利者）と著者（著作権者）との紛争が生じた場合の、ADR（裁判外紛争解決手続）法に基づく仲裁機関の設置や相談窓口の設置等、紛争解決に向けての方策。
- ⑥ 「(仮) 出版物に係る権利」は法律施行後にのみ発生する権利であり、かなりの期間、同権利が存在する出版物と存在しない出版物が併存することになるため、権利の表示方法等、権利創設によって予想される混乱を回避する方策。

### 3 本試案と併せて今後検討されるべき事項

第3回勉強会における検討・議論の結果、前項記載の検討結果を盛り込んだ、以下の2つの制度制定が必要であるとの見解が出席者から示された。

- ① 「(仮) 出版物に係る権利」が成立・導入された後、その適切な運用に必要な出版業界における運用ガイドラインの策定
- ② ①により策定されたガイドラインの実効性確保に必要な法的・制度的枠組の構築（紛争処理機関等の設置を含む）

上記見解は、これまでの勉強会及び関係者ヒアリングなどにおいて、以下のような懸念が示されたことに対応したものである。

「(仮) 出版物に係る権利は、出版サイクル円滑化 (知の拡大再生産) と自炊代行業者などの海賊版対策に一定の効果が期待できると思われ、現状において最も妥当な選択肢の1つであると思われる。しかしながら、かかる権利が本来の効力を発揮するために必要な、出版者らによる適切な運用を出版業界の関係者すべてに当然に期待することは、現実的といえないのではないか。絶版となった出版物や原稿の取扱いなど、出版業界には襟を正すべき出版刊行も一部において散見される。これらの点に鑑みれば、著作者等の意見も踏まえた公正な運用基準を作成する必要があると思われる。」

#### 4 今後の検討スケジュール (想定)

本試案をなるべく多くの利害関係者及び読者層に示して意見聴取を行い、可能な限り意見を反映させたいと、本年 6 月に予定している当勉強会中間まとめに盛り込む。その上で多くの方の支持が得られた場合は、立法化に向けた検討を行う。

以上

	質問	回答	理由
	※ いずれの場合も、著者と出版者の間にこれらに関する個別契約のないことを前提とします。		
1	単行本等とは別に、文字原稿を利用、またはマンガ原稿をスキャンして、電子配信をすることはできますか？	「(仮)出版物に係る権利」との関係で問題となることはなく、著者の判断で配信可能です。	「(仮)出版物に係る権利」は出版物に関して生じる権利です。原稿は出版物(原版)の基礎となる著作物であり、その複製が「(仮)出版物に係る権利」を侵害することはありません。
2	絶版となった自著の単行本をスキャンして、電子配信することはできますか？	「(仮)出版物に係る権利」が存続している場合) 出版者の許諾が必要です。 (「(仮)出版物に係る権利」が存在しない場合) できます。	原稿から電子配信に用いる原版を作成し、電子配信するのであれば、出版者の許諾は必要ありません。ただし、この点が問題となり得るのは、「(仮)出版物に係る権利」に関する法改正がなされた後に出版された出版物に限られます。なお、原稿が失われている場合の取扱い等については、別途、ガイドライン等を設けることが検討されています。
3	出版後に出版社との関係が悪化した場合など、それ以上の重版や電子書籍化を止めさせることはできますか？	できます。	著作隣接権である「(仮)出版物に係る権利」は、著作権者の権利に影響を与えることはできません(法第90条)。出版物の重版や電子書籍の発行は、著作物の複製を含むものであり、著作権者の承諾が無ければこれを行うことはできません。
4	A出版から出版していた自分の作品を引き上げ、B出版から出版したいと考えています。A出版の許諾は必要ですか？	原則として必要ありません。	同一作品(著作物)であっても、異なる出版物(原版)として出版されれば、互いに別個独立の「(仮)出版物に係る権利」が成立します。
5	C出版から出版していたある本について、D出版に「(仮)出版物に係る権利」を譲渡する旨の通知がありました。D出版とは付き合いが無く、不安です。「(仮)出版物に係る権利」の譲渡を防ぐことはできませんか。	C出版との間であらかじめ契約を締結しておくことにより、防ぐことができます。	「(仮)出版物に係る権利」は出版者固有の権利であり、出版者は自由に譲渡できるのが原則です。ただし、著者が当初の出版に際し、C出版との間で「(仮)出版物に係る権利」の譲渡禁止」を定めていれば、C出版はこれに反して「(仮)出版物に係る権利」を譲渡することはできません。なお、譲渡を防ぐことができない場合でも、著者はD出版に対してそれ以降の出版を認めない旨を通知することにより、D出版による出版を取り止めさせることが可能です。
6	私の作品を出版していたE出版が倒産しました。私の作品の「(仮)出版物に係る権利」はどうなりますか？	倒産時の法的処理の枠組に応じて、管財人や債権者によって処分されることとなります。	原則として処分を拒むことはできませんが、著者は、「(仮)出版物に係る権利」の譲渡を受けた者に対し、譲渡以降の出版を認めない旨を通知するなどの方法により、「(仮)出版物に係る権利」の譲渡を受けた第三者による出版をさせないことが可能です。
7	1つの作品に関する権利者が増えることにより、権利処理がかえって煩雑化してしまうのではないのでしょうか。	現在、検討が進められている権利処理の円滑化を目的とした集中処理と「(仮)出版物に係る権利」とを組み合わせることで、より円滑な権利処理を実現します。	文化庁の「電子書籍の流通と利用の円滑化に関する検討会議」では、出版者への権利付与とは別に、権利処理の円滑化を目的として、①出版物情報の集中管理、②権利処理の窓口、③権利処理の紛争処理という3つの機能を果たす取組みの必要性が提言されつつ、法的な整理と費用負担などが課題として挙げられています。「(仮)出版物に係る権利」は、出版者が主体的・能動的にこれらの課題の解決に取り組む前提として構想・検討されています。

- 8 1つの作品に関する権利者が増えると、著者と出版者の意図が異なる場合、コンテンツが利用されない／できない、いわゆる”コンテンツの塩漬け問題”が生じてしまうのではないのでしょうか。
- その可能性は極めて低いと考えられます。
- 出発点として、著者と出版者の意図に行き違いが生じるのは、出版物そのものの利活用についてのみです。著作物の映画化・ドラマ化等については、そもそも「(仮)出版物に係る権利」の対象となりません。上記前提に立てば、著者と出版者の意図に齟齬が生じるのは、論理的に①著者は出版したくないが、出版社が出版したい、または②著者は出版したいが、出版社が出版したくない(所謂絶版またはそれに類する状態)のいずれかのみとなります。①の場合、「(仮)出版物に係る権利」を有する出版者であっても、著者の意向に反する出版はできません。②の場合、著者は、出版を拒む出版者以外の出版者を通じて同一作品の出版を行うことができます。よって、「(仮)出版物に係る権利」により、いわゆる”塩漬け問題”が生じる可能性は事実上ないといつてもよいものと考えます。
- 9 「(仮)出版物に係る権利」が導入されれば、日本国内外を問わず、出版物の侵害行為にはすべて対処できるようになりますか？
- 「(仮)出版物に係る権利」に基づく直接対応が可能なものは、日本国内に限られます。
- 「(仮)出版物に係る権利」は日本の国内法に基づく権利であり、海外ではその効力が認められません。しかし、海外における侵害行為も、出版物の複製行為やインターネットを通じた送信行為は、日本国内で行われることが多いとされています。また、現状、出版者は出版物に関する固有の法的権利を有していないため、この種の問題検討を行う公の場に関与することが難しいのが実情です。「(仮)出版物に係る権利」が認められれば、出版者も海賊版取締に関する政府間交渉等の機会を通じ、意見を述べるができるようになることが期待されます。よって、「(仮)出版物に係る権利」の導入は、海外における侵害行為に対しても、一定の間接的効果が期待できると考えられます。
- 10 ある版面を新たに組み直した場合、元の出版物原簿に係る権利は及びますか？
- 及びません。
- 「(仮)出版物に係る権利」は著作隣接権であり、著作権ではありません。レコードについて、既存のレコードの音と同じ音を作り固定した場合と同様、「(仮)出版物に係る権利」の効力は当該原簿についてのみ、及びものと想定されています。
- 11 出版物に関する権利の新設は、新規事業者の参入にとって、過度な障害となるのではないのでしょうか。
- 現在の状況以上に、なにか本質的な障害を新たに設けることにはならず、かえって新規事業者の参入を促すことになると考えられます。
- 「(仮)出版物に係る権利」は、ある特定の出版物を対象としています。別途契約のない限り、ある著作物について複数の出版物が存在する場合には、それぞれの出版物について別個独立の「(仮)出版物に係る権利」が成立し、互いに影響することはありません。よって、「(仮)出版物に係る権利」の導入されると、自らが投資する出版物の法的保護を与えられた複数の出版者が、著者の意向の下、ある作品(著作物)の価値の最大化を競うこととなる結果、健全な競争が促進されると考えられます。
- 12 「(仮)出版物に係る権利」の導入前に出版された出版物についても、「(仮)出版物に係る権利」が生じますか？
- 生じません。
- 他の著作隣接権が創設された際と同様の取扱いが想定されています。
- 13 出版物に掲載されている作品の世界観やキャラクターをお借りした同人誌を制作しています。「(仮)出版物に係る権利」との関係で問題となりますか？
- 「(仮)出版物に係る権利」との関係で、同人誌が問題となることは原則としてありません。
- 「(仮)出版物に係る権利」は、著作物のパッケージとしての出版物に関する権利であり、出版物に化体される著作物に関する権利ではありません。同人誌の中に、引用等の一般的制約の限度を超えた出版物のデッドコピーがされているなどの例外的場合を除き、同人誌が「(仮)出版物に係る権利」との関係で問題となることはありません。

14

文芸など文字による出版物と異なり、マンガの場合はプロダクションで「原盤」ともいうべき原稿を作成しています。文芸と漫画を同一に扱うのは適切ではないのではないのでしょうか。

文芸でも著者以外のスタッフを使って原稿を作成する場合があります。一方、漫画家にもアシスタントを使わず作品を仕上げる方もおられます。「(仮)出版物に係る権利」を誰が有するかについては、漫画家や出版社といった属性に着目するのではなく、実質的な出版行為を誰が担っているのかという観点から、判断されることが想定されています。

「(仮)出版物に係る権利」は、出版行為により出版される出版物に関する権利です。この「出版行為」の具体的な内容に関しては現在、検討が進められています。かかる「出版行為」の主体は出版社である場合が通常であると思われますが、編集プロダクションや(マンガなどの)著者を主体としたプロダクションが実質的に出版行為を行っている場合もあると考えられます。